

国民健康保険の高額療養費制度

ひと月の医療費の自己負担額が高額になったとき、基準にあてはまる場合は、限度額を超えた分が申請により、高額療養費として支給されます。

70歳未満と70歳以上では、限度額が異なります。なお、申請には、保険証、領収書、印かん、口座番号がわかるものが必要です。確定申告の医療費控除用に領収書を提出される前に、高額療養費に該当しているかどうかご確認ください。

※ひと月の医療費とは、月の1日から月末までの月単位で、保険適用になった自己負担額

70歳未満の人の場合

同じ医療機関で支払った医療費が対象です。異なる医療機関の分は、それぞれが2万1千円以上であれば合算対象となります。また同じ医療機関でも、医科と歯科、入院と外来は別々に計算します。

なお、入院の場合や外来でも、ひと月の自己負担額が高額になる場合は、事前に「限度額適用認定証」の交付を国保医療課で受けてください。医療機関での自己負担は限度額までとなります。

70歳以上

75歳未満の人の場合

病院・診療所、歯科の区別なく合算できます。外来

自己負担限度額

【70歳未満の人】

| 区分 | | 3回目まで | 4回目以降(※3) |
|--------------|-----------|-----------------------------|-----------|
| 住民税課税世帯 | 上位所得者(※1) | 150,000円+(総医療費-500,000円)×1% | 83,400円 |
| | 一般 | 80,100円+(総医療費-267,000円)×1% | 44,400円 |
| 住民税非課税世帯(※2) | | 35,400円 | 24,600円 |

- ※1 同一世帯のすべての国保被保険者の基礎控除後の所得の合計額が600万円を超える世帯に属する人。
- ※2 同一世帯の世帯主とすべての国保被保険者が住民税非課税の世帯に属する人。
- ※3 過去12カ月間に1世帯で高額療養費の支給が4回以上あった場合。

【70歳以上75歳未満の人】

| 区分 | | 外来(個人単位) | 外来+入院(世帯単位) |
|----------|-------------|----------|--------------------------------|
| 住民税課税世帯 | 現役並み所得者(※2) | 44,400円 | 80,100円+(総医療費-267,000円)×1%(※1) |
| | 一般(※3) | 12,000円 | 44,400円 |
| 住民税非課税世帯 | 低所得者Ⅱ(※4) | 8,000円 | 24,600円 |
| | 低所得者Ⅰ(※5) | | 15,000円 |

- ※1 過去12カ月間に限度額を超えた支給が4回以上あった場合、4回目以降の自己負担限度額は44,400円。
- ※2 同一世帯に住民税課税所得が145万円以上の70歳以上75歳未満の国保被保険者がいる人。ただし、70歳以上75歳未満の国保被保険者の収入の合計が、複数で520万円未満、単身で383万円未満の場合は申請により「一般」となります。
- ※3 現役並み所得者、低所得Ⅱ・Ⅰ以外の人。
- ※4 同一世帯の世帯主とすべての国保被保険者が住民税非課税である世帯に属する人(低所得Ⅰ以外の人)。
- ※5 同一世帯の世帯主とすべての国保被保険者が住民税非課税で、その世帯の各所得が必要経費・控除(年金の所得は控除額を80万円として計算)を差し引いたときに0円となる人。

65歳~69歳の老人医療制度

医療費の自己負担を助成

65歳以上70歳未満で、次の①または②に当てはまる人は老人医療制度の要件に該当しますので、申請してください。

対象 ①本人、配偶者および同居の扶養義務者(直系血族の親族、兄弟姉妹)の平成24年中の所得税が非課税
②一人暮らしを含む「老人世帯」で別表の所得制限以下

※「老人世帯」とは、本人と同居する家族が満18歳未満や満60歳以上の人のみで構成されている世帯もしくは、その世帯に重・中度の障がいがある人を含んだ世帯

申請方法 健康保険証、印かんを持参し国保医療課へ。老

■表

| 扶養人数 | 本人の所得額 | 配偶者・扶養義務者の所得額 |
|------|--------------|---------------|
| 0人 | 1,595千円以下 | 6,287千円未満 |
| 1人 | 1,975千円以下 | 6,536千円未満 |
| 2人 | 2,355千円以下 | 6,749千円未満 |
| 3人 | 2,735千円以下 | 6,962千円未満 |
| 4人 | 1人につき380千円加算 | 1人につき213千円加算 |
| 以上 | | |

※上記の額は、平成24年中の所得から本人控除(障がい者控除等)や社会保険料控除等をした額です(所得から控除できるものにつきましては、国保医療課までお問い合わせください)。

人医療制度が適用されると、所得金額によって医療費の自己負担が軽減されます。

◆問い合わせ 国保医療課

国民健康保険料等の負担を軽減

非自発的失業者の保険料軽減

会社の倒産や解雇等により失業した国民健康保険(国保)加入者の保険料を軽減する制度を平成22年4月から実施しています。対象者は次の①②の要件をいずれも満たす人です(申請必要)。

【軽減対象期間】

(例1)平成23年3月31日から24年3月30日までに失業した人：離職日翌日の属する月から平成24年度までの保険料と失業月の翌月から平成25年7月までの高額療養費負担限度額等

(例2)平成24年3月31日から25年3月30日までに失業した人：離職日翌日の属する月から平成25年度までの保険料と失業月の翌月から平成26年7月までの高額療養費負担限度額等

(例3)平成25年3月31日から26年3月30日までに失業した人：離職日翌日の属する月から平成26年度までの保険料と失業月の翌月から平成27年7月までの高額療養費負担限度額等

退職による国保加入者が、雇用保険を受給する場合、その受給期間に相当する保険料について、所得割の月割額を3割減免します。

◆手続きに必要なもの 国民健康保険証、雇用保険受給資格者証、印かん

※失業等により前年より所得が著しく減少する国保加入者も減免の対象となる場合があります。詳しくは、国保医療課までお問い合わせください。

一部負担金の減免等 国保加入者が、ひと月の医療機関で1カ月に支払う一部負担金が高額となる場合、一定の要件に該当すれば一部負担金を減免します。

◆承認期間 原則として年間3カ月以内(医師の意見により最大6カ月)

▽要件 ①加入者全員の直近3カ月の収入が生活保護基準額の1.2倍以内②その他、特に必要と認められた場合

▽手続きに必要なもの 国民健康保険証、給与支払証明書など収入状況等を証明できる書類、通帳、印かん

◆問い合わせ 国保医療課

非自発的失業者の要件となる

離職理由と離職者コード番号

| 離職者コード番号 | 離職理由 |
|----------|-------------------------------------------|
| 11 | 解雇(コード50の重責解雇を除く) |
| 12 | 天災その他の理由により事業の継続が不可能になったことによる解雇 |
| 21 | 雇止めによる退職(雇用期間3年以上、契約更新1回以上、雇止め通知ありの場合) |
| 22 | 雇止めによる退職(雇用期間3年未満、更新明示ありの場合) |
| 23 | 契約期間満了(雇用期間3年未満、更新明示なし) |
| 31 | 事業主からの働きかけによる正当な理由のある自己都合退職、退職勧奨 |
| 32 | 事業所移転に伴う正当な理由のある自己都合退職 |
| 33 | やむを得ないと判断される自己都合退職(被保険者期間が12カ月以上の場合) |
| 34 | やむを得ないと判断される自己都合退職(被保険者期間が6カ月以上12カ月未満の場合) |

※受給期間終了後、雇用保険受給資格者証を破棄されている場合は公共職業安定所(ハローワーク)でご相談ください。